### 公益財団法人沖縄県スポーツ協会 公印管理規程

#### (趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人沖縄県スポーツ協会の公印(以下「公印」という。) について、必要な事項を定めるものとする。

#### (公印の種類)

- 第2条 公印の種類は、次に掲げるものとする。
- (1) 会長印
- (2) 理事長印
- (3) 専務理事印
- (4) 事務局長印
- (5) スポーツ協会印

#### (公印の刻字等)

第3条 公印の刻字、字面の形状、寸法、管理責任者は、別表のとおりとする。

#### (公印の管守)

第4条 公印は、鍵を備えた堅固な容器に納め、常に厳重に管守しなければならない。

2 公印は、理事長の承認を受けた場合のほか、管守する場所以外に持ち出してはならない。

#### (公印の調製)

第5条 管理責任者は、理事長の承認を得て公印を調製しなければならない。

#### (公印台帳)

第6条 管理責任者は、公印台帳(別記第1号様式)を備え、公印の調製又は廃棄の都度これに 必要事項を記載し、常に整理しておかなければならない。

#### (公印の使用)

- 第7条 公印の押印を必要とするときは、当該文書に起案書を添えて事務局長の審査を受けなければならない。
- 2 公印を押印するときは、公印使用簿に必要な事項を記入し、その使途を明瞭にしておかなければならない。

#### (公印の刷込み)

第8条 事務局長は、表彰状等の印刷物で公印を刷り込む必要があるものについては、理事長の 承認を得て公印を刷り込むことができる。

#### (公印の事故届)

第9条 管理責任者は、公印に盗難、紛失その他の事故があったときは、直ちに公印事故届(別記第2号様式)を理事長に提出しなければならない。

#### (その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

#### 附 則

この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。

## 別表(第3条関係)

# 公益財団法人沖縄県スポーツ協会公印

種別	寸法(ミリメートル平方)	個 数	使用区分	管理責任者	
会長印	2 4	1	賞状・表彰状等	事務局長	
理事長印	2 4	1	一般文書用	事務局長	
専務理事印	2 4	1	一般文書用	事務局長	
事務局長印	2 4	1	一般文書用	事務局長	
スポーツ協会印	2 4	1	一般文書用	事務局長	

# 公 印 台 帳

番	号							
種	類							
刻	字							
寸	法							
用	途							
印	影							
管責	理 任 者							
調	製	4	年 )	月	日			印
交	付	4	年	月	日			印
返	還	4	年	月	日			印
廃	棄	4	年 )	月	日			印
備	考							

## 公 印 事 故 届

年 月 日

公益財団法人沖縄県スポーツ協会理事長 様

管理責任者 印

下記のとおり、公印に事故がありましたので、お届けします。

記

公印の種類		寸 法
事故の内容		日時
		場所
事故の処理		
備考		